

福岡市消費生活センター

【相談（業務）内容】

○個人の消費者からの商品やサービスの契約、品質等に関する相談を消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーの資格を持った相談員がお聴きし、解決へのお手伝いを行います。

＜相談の具体例＞

- 長時間のしつこい勧誘など訪問販売の契約トラブルについて
- 使った覚えのない携帯サイトの料金請求について
- 電気製品からの発火など製品に起因する事故について
- クーリング・オフの方法についてなど

【対象者】

福岡市内に居住または在勤・在学の個人の消費者の方。

【相談日時】

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

第2・4土曜日 10:00～16:00（電話相談のみ）

【相談方法】

電話／来所 予約不要

【相談料】

無料

【その他】

○インターネット消費生活相談

福岡市消費生活センターのホームページから、専用フォームにて相談可能。

※ただし、受付した相談のメールによる回答は1回限り。

アドレス：<https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/shohiseikatsu-soudan/>

【問い合わせ先・所在地】

団体名	福岡市消費生活センター		
住所	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 2-5-1 あいれふ 7階		
電話番号	092-781-0999 (相談専用)	FAX 番号	092-712-2765
HP	http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/shohiseikatsu/life/syohiseikatusementauhoumupei/ji/shohi.html		